

点検評価表（県出資25%未満の財団法人等）

1 団体の概要

（令和3年4月1日現在）

団体名	一般財団法人静岡県勤労者信用基金協会		
所在地	静岡市葵区黒金町5-1	設立年月日	昭和53年8月1日
代表者	理事長 石塚 智昭	県所管課	経済産業部労働雇用政策課
設立目的（定款）	静岡県下の勤労者、年金受給者及び個人事業主等（以下「勤労者」という。）の信用力を補完する事によって金融の円滑化を図り、もって勤労者等の経済的地位の向上と福祉の増進に寄与する事を目的とする。		
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		
団体ホームページ	-		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県労働金庫	530,000	5.3%
静岡県	300,000	3.0%
市町(23市、12町)	182,857	1.8%
労働組合等(1,749団体)	20,617	0.2%
その他	9,003,874	89.7%
基本財産(資本金)計	10,037,348	1.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	2	常勤職員	7
うち県OB	0	うち県OB	0
うち県派遣	0	うち県派遣	0
非常勤役員	17	非常勤職員	0
役員計	19	職員計	7

2 行政施策との関係

(1) 団体活動に関係する行政施策の目的

労働者向けの各種施策を行うことで労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 上記を代替・補完する団体活動の概要

勤労者等が金融機関から融資を受ける場合の当該債務について保証を行い融資を受けやすくすることで、勤労者福祉に係る労働行政を補完し、勤労者等の経済的地位の向上に寄与している。

3 これまでの改革の取組

<p>平成30年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の安定した保証業務の継続に向け、長期間入金がない求償債権について時効による償却となる前に、複数のサービサーへの債権譲渡を行うなど、安定した財務基盤の構築に繋がるよう求償債権譲渡手続きを定めた。 ・未組織勤労者の利用促進を図るため、「有担保変動保証料制度」の下限料率撤廃・保証料率の引下げを行った。 ・保証機関として健全な事業継続を目指し、更なる財務の健全性を高めるため、貸倒引当金および債務保証損失引当金の算出方法を直した。
<p>令和元年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未組織勤労者の更なる利用促進を図るため、保証規程の見直しを実施し、金融機関の裁量を拡大したことで、融資承認の諾否について利用者に短時間で回答できるようになった。 ・将来のデフォルトに備えるための各種引当金の適正な積み増しと、将来の引当金の原資となる収支差額変動準備積立資産への更なる積み増しを実施した。 ・基幹システムの更新を行い、セキュリティの強化を図った。
<p>令和2年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県労働金庫の融資利用の円滑化を図ることにより、勤労者の生活安定と福祉の向上に寄与していく。 ・現行の「有担保変動保証料制度」では保証料率の上昇が全体に及ぶため、信用リスクに応じた保証料率を設定できるよう、保証料率の体系を静岡県労働金庫と協議・検討する。 ・信用リスクの高い融資の増加による保証収支の悪化に備え経営基盤の強化を図るため、収支差額変動準備積立資産への積み増しと、適切な債務保証損失引当金の計上を行う。
<p>令和3年度 (6月時点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「勤労者生活支援特別融資制度」に一定期間の返済猶予を追加した。 ・信用リスクの高い案件の増加により、代位弁済の増加と自己破産の申立て増加による回収率の悪化が中期的な課題であるため、債務保証損失引当金の算出方法について、従来の求償債権の査定状況ではなく、回収実績見込みに基づく貸倒実績率の算出方法に変更することとした。 ・民法改正に対応するため、年度内に新基幹システム構築の検討を開始する。

4 実施事業

(単位: 千円 / R2以前は決算額、R3は予算額)

	事業名	債務保証事業		事業区分		自主事業	
	事業費	H30	R1	R2	R3		
1		437,322	259,392	755,115			400,172
	事業概要	・静岡県下の勤労者等の信用力を補完することによって金融の円滑化を図り、もって勤労者等の経済的地位の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。 ・静岡県下に住所または勤務先を有する勤労者等が静岡県労働金庫等から融資を受ける場合に、金庫等に対して負担する債務の保証を行う。					
	実績等	新規債務保証金額					
		平成29年度 74,981百万円	平成30年度 78,434百万円	令和元年度 70,381百万円	令和2年度 69,122百万円		

	事業名	-		事業区分			
	事業費	H30	R1	R2	R3		
2	事業概要						
	実績等						

	事業名	-		事業区分			
	事業費	H30	R1	R2	R3		
3	事業概要						
	実績等						

	事業名	-		事業区分			
	事業費	H30	R1	R2	R3		
4	事業概要						
	実績等						

5 点検評価（県所管課記載）

点検項目	県所管課意見				
① 県の出資の必要性が、現在の社会経済環境において認められるか	勤労者等の経済的地位の向上と福祉増進のための融資円滑化には、安定した経営基盤が求められるため、県の出資は必要である。				
② 県からの補助金、委託金等の支出について、必要性、有効性が認められるか	該当なし				
		H30決算	R1決算	R2決算	R3予算
	県支出額(千円)	/	/	/	/
③ 県からの職員派遣について、必要性、有効性が認められるか	該当なし				
		H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
	県派遣職員(人)	/	/	/	/

6 経営上の課題・改善に向けた取組の方向性

代位弁済する資力を示す代弁能力係数が基準値の1を大幅に上回る59.47であることから、当該法人は健全な経営に取り組んできたと思われる。今後も的確な債務保証の履行等を通じて健全経営を図りつつ、一方で勤労者等の経済的地位の向上と福祉の増進という目的を達成するために必要な債務保証は行い、両者のバランスを図って事業を行っていくことが肝要と考える。

県としては、今後も団体との情報交換を密にし、団体が事業目的に沿って健全経営を確保できるよう経営状況報告等により団体の経営動向を確認していく。